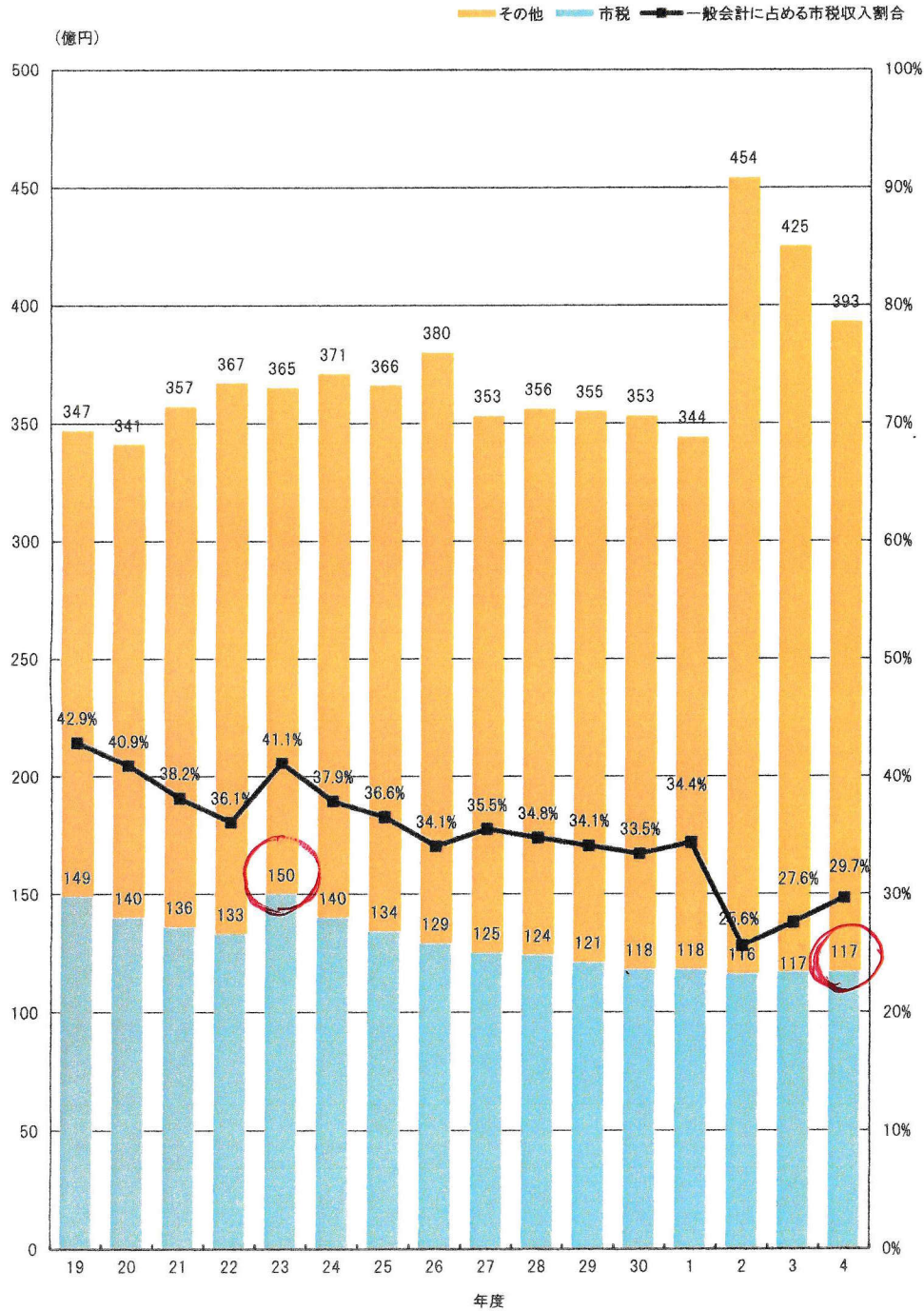


令和5年舞鶴市議会12月定例会
一般質問資料

[小西 洋一 議員]

資料 1

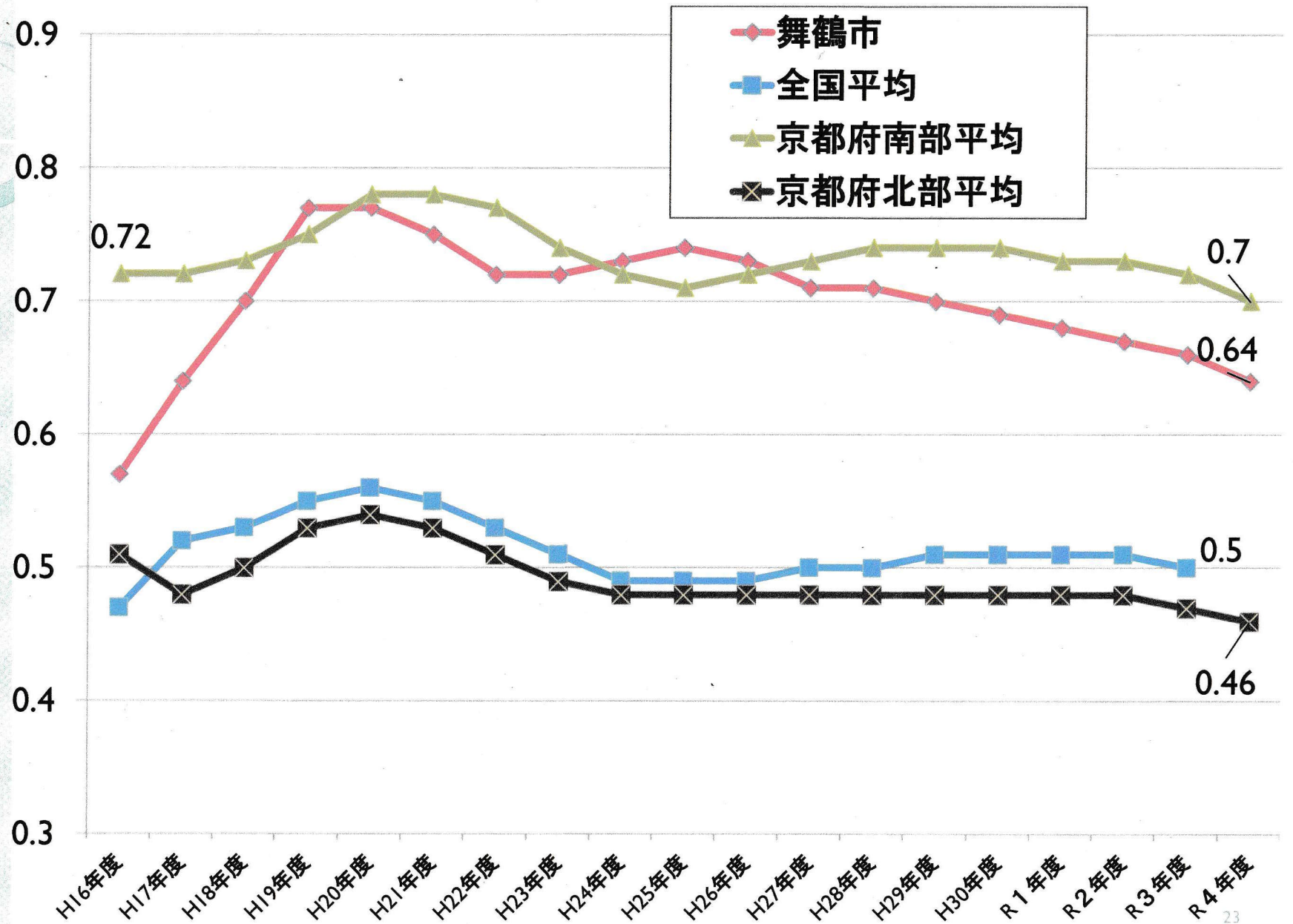
5. 一般会計に占める市税収入額の推移



一般会計に占める市税収入額の推移
 【水色の棒グラフ】

■ 財政力指数の推移について

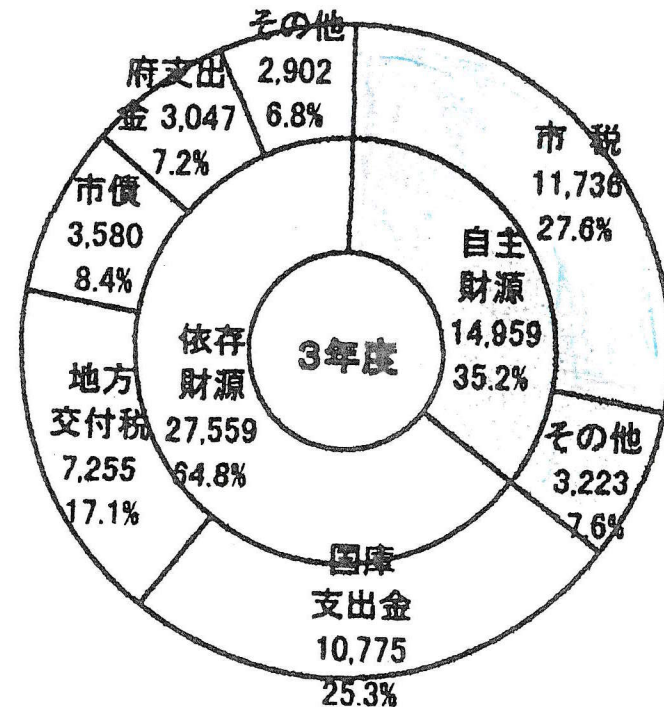
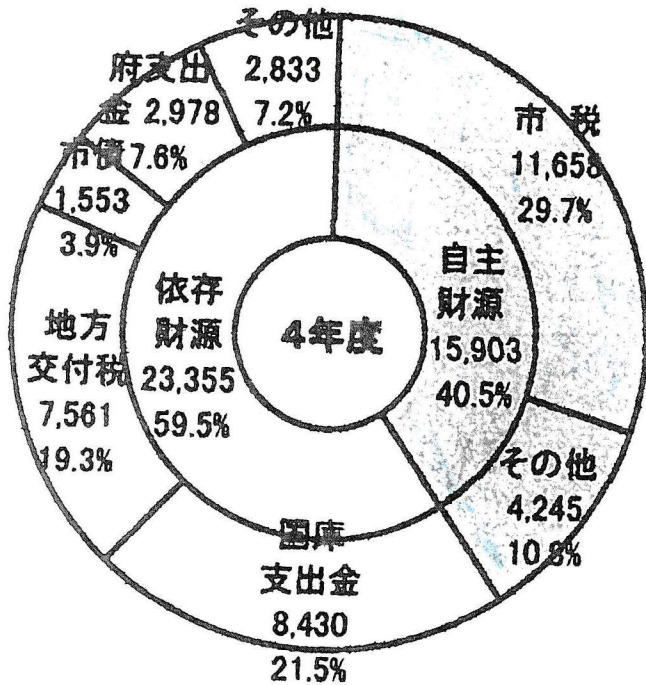
資料 2



資料 3

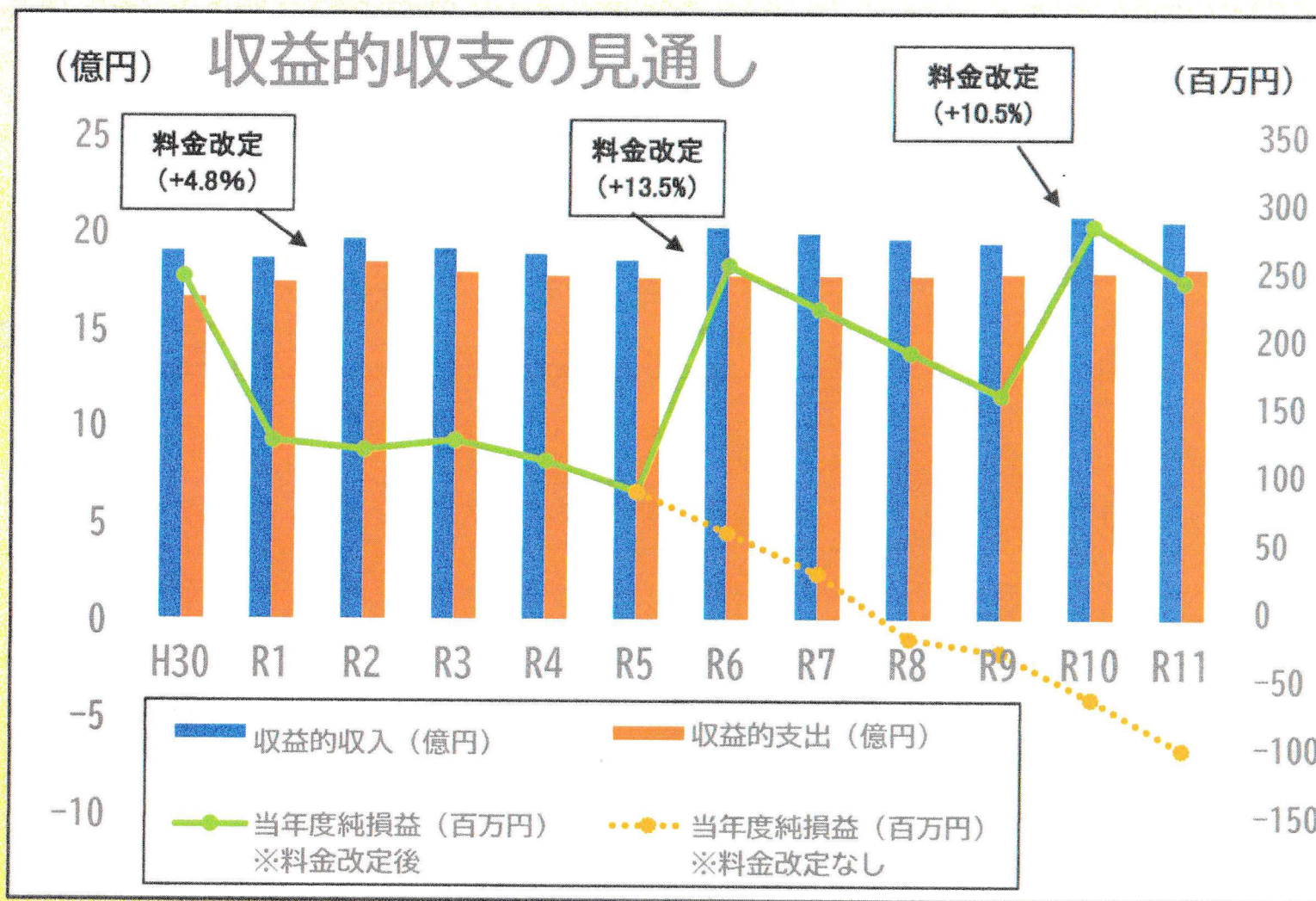
令和4年度 決算の概要について (一般会計・特別会計)

歳入構成(自主財源・依存財源別) (単位:百万円)



舞鶴市新水道ビジョン

令和2年度～令和11年度
 <2020年度～2029年度>



中央図書館の整備と 図書館機能の充実について

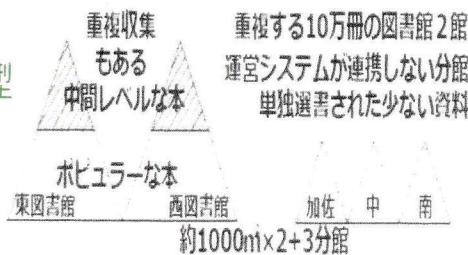
1. 中央図書館の整備

1. 中央図書館の規模	3,600m ²	延床面積 (計画: 4,000m ² →3,600m ²)
2. 中央図書館概算事業費	約38億円	R5~R11
(内訳) 中央図書館建設費	約30億円	図書費、備品等含む
北側緑地整備費	約1億円	
用地購入費	約6億円	
除却工事費	約1億円	
3. 財源内訳 (予定)		
(1) 国庫支出金 (国土交通省)	約17億円	(基本設計) 官民連携基盤整備推進支援調査費 (詳細設計・工事等) 都市構造再編集中支援事業 (予定)
(2) 地方債	約16億円	
(3) 一般財源	約5億円	

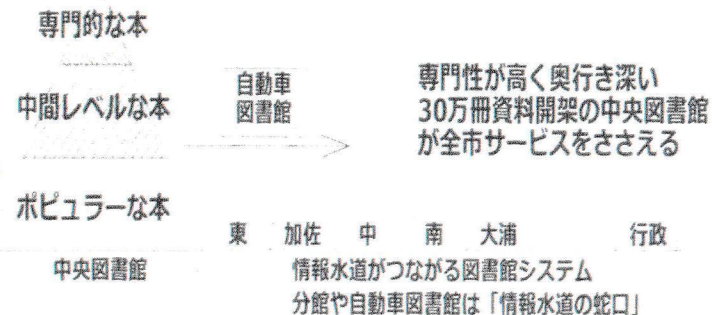
【中央図書館整備目的】

- 図書館システムのセンター化
 - 人、施設、資料の集約・統合
 - 図書館サービスの企画・運営・管理力の強化
- (司書の能力向上)

これまでの2極型
図書館システム



これからの
中央図書館と
つながる
図書館システム



2. 分館機能の充実

分館の増加】3地区（南地区・加佐地区・中地区）

＜南公民館・加佐公民館・中総合会館＞

5地区へ（東地区・大浦地区に分館を新設）

■ 新分館候補施設（施設選定については、市民意見も参考に市で決定）

＜東地区分館候補施設（下記2施設）＞ ※想定規模100～200㎡

＜大浦地区分館候補施設＞

※想定規模：50㎡



商工観光センター



まなびあむ



大浦会館

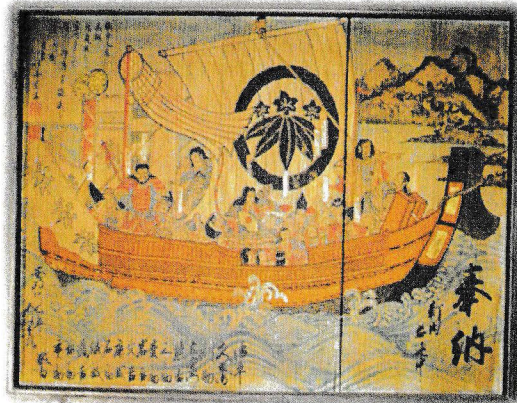
現在の東・西図書館については、中央図書館への統合に伴い、廃止・除却

※中央図書館への統合・集約に伴う東西図書館廃止後の除却費用は、国庫補助金の活用を予定

※既存図書館を建替えもしくは長寿命化改修するには、十数億円の経費負担が想定

舞鶴市内の指定・登録等文化財一覧

(令和5年4月1日現在)



吉原水無月神社絵馬群

舞鶴市

資料 7-①

文化財件数表

(令和5年4月1日現在)

区分	種別	有形文化財							民俗文化財		記念物			文化財環境保全地区	合計	
		建造物	美術工芸品						有形	無形	史跡	名勝	天然記念物			
			絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料								歴史資料
指定	国宝		1												1	
	重要文化財	4	5	10			1			1					21	
	天然記念物												1		1	
	(小計)	(4)	(6)	(10)			(1)			(1)			(1)		(23)	
	京都府指定文化財	8	3	2	2	1	3	1				2			22	
	舞鶴市指定文化財	10	9	23	12	2	11	7	13	17	5	1	1	12	123	
登録	国登録文化財	20													20	
	京都府登録文化財	3					2		1	11					17	
	京都府暫定登録文化財	19	7	4		1	3	5	3		1	2		45		
その他	京都府文化財環境保全地区(決定)													3	3	
	国重要美術品(認定)				1		1								2	
合計		64	25	39	15	4	21	13	13	21	17	2	5	13	3	255

舞鶴市指定登録等文化財一覧

国	指定	23	3
	登録	20	
	重要美術品	2	
計		45	3
府	指定	22	2
	登録	17	
	暫定登録	45	
	環境保全地区	3	38
計		87	40
市	指定	123	10
計		123	10

53

※ 京都府登録文化財・暫定登録文化財には、市指定文化財と重複するものが含まれている。

※ 重要美術品の件数は、文化財保護法の規定による重要文化財に指定されたものを除く。

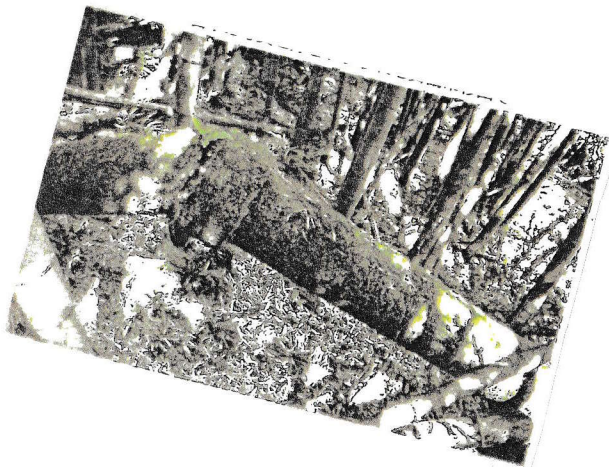
(上掲のうちの1件は、府指定文化財と重複している)

(重要美術品について定めた(旧)「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」自体は文化財保護法制定の際に廃止されたが、保護法の規定によりその認定物件について同法は現在もその効力を有している)

資料 8



重要文化財の「桂取水堰堤」



資料 9-①

(杉山水源海軍水道 第2 接合井)



資料 9-②